

## 定款の一部改正(案) 新旧対照表

<新>	<旧>
<p>(事 務 所)</p> <p>第 2 条 この法人は、主たる事務所を  <u>東京都千代田区神田神保町 2 丁目 1 3 番地</u>  <u>神保町藤和ビル 4 階 0 1 号室</u>に置く。</p> <p>2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を下記に置く。  (1) 長野県上田市本郷 1524 番地 1  (2) 佐賀県佐賀市白山 2 丁目 2 番 7 号</p> <p>(種 別)</p> <p>第 7 条 この法人の会員は、次の<u>3 種</u>とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。  (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体  (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体  (3) <u>特別会員</u> この法人の目的に賛同してボランティアとして各種活動に協力していただける個人</p> <p>(会 費)</p> <p>第 9 条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。</p>	<p>(事 務 所)</p> <p>第 2 条 この法人は、主たる事務所を  <u>東京都千代田区神田錦町 3 丁目 21 番地</u>  <u>ちよだプラットフォームスクエア地下 1 階</u>に置く。</p> <p>2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を下記に置く。  (1) 長野県上田市本郷 1524 番地 1  (2) 佐賀県佐賀市白山 2 丁目 2 番 7 号</p> <p>(種 別)</p> <p>第 7 条 この法人の会員は、次の<u>5 種</u>とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。  (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体  (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体  (3) <u>ボランティア会員</u> この法人の目的に賛同してボランティアとして各種活動に協力していただける個人及び団体  (4) <u>利用会員</u> この法人が提供するサービスを利用することができる個人及び団体  (5) <u>名誉会員</u> この法人に対して功労のあった者又は学識経験者・著名人で理事会において名誉会員として推薦された個人及び団体</p> <p>(<u>入会金及び会費</u>)</p> <p>第 9 条 会員は、<u>総会において別に定める入会金及び会費</u>を納入しなければならない。</p>

<新>

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(拠出金品の不返還)

第13条 既納の会費及びその他の拠出金は返還しない。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入

<旧>

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(拠出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入

- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

附 則

- 1 平成25年12月1日付け本定款については、平成25年12月1日より施行する。
- 2 附則を含めた本定款の条項と、平成23年7月14日付けの附則を含めた旧定款の条項とに、齟齬がある場合は、本定款の条項を優先する。

- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

<u>理事長</u>	<u>井戸 和男</u>
<u>専務理事</u>	<u>黒澤 悟</u>
<u>理事</u>	<u>佐藤 洋作</u>
<u>同</u>	<u>谷口 仁史</u>
<u>同</u>	<u>長岡 秀貴</u>
<u>同</u>	<u>西村 正信</u>
<u>監事</u>	<u>三宅 實</u>
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) <u>正会員入会金</u>	<u>10,000円</u>
<u>正会員会費</u>	<u>20,000円(1年間分)</u>
(2) <u>賛助会員入会金</u>	<u>0円</u>
<u>賛助会員会費 1口</u>	<u>10,000円(1年間分)</u>